長野県
伊那市

空き家バンク制度のご案内

伊那市では、空き家の利活用と、移住・定住促進を目的として**「空き家バンク制度」**を導入しています。
「空き家を売りたい・貸したい」、または**「空き家を買いたい・借りたい」**という方は、地域創造課までご相談ください。

空き家バンクへの登録と利用の流れ

空き家所有者

（空き家を売りたい・貸したい人）

❶ 登録申請
空き家バンク制度を利用したい方は登録申込書等の申請書類を伊那市役所地域創造課へご提出ください。

❷ 現地立ち会い
物件調査(現地調査)に立ち会っていただきます。
市役所担当者が間取りや、状態を確認・聞き取りを行います。

❸ 媒介契約
伊那不動産組合加盟の担当不動産会社と、媒介契約を結びます。
媒介契約後、空き家バンクに登録されます。

空き家バンク

伊那市役所

❶ 申請書類審査
ご提出いただいた申請書類の審査を行い、物件調査の日程調整等ご連絡します。

❷ 物件調査
物件調査後、不動産会社との媒介契約を結んでいただくため、**伊那不動産組合**へ依頼を行います。

不動産事業者

❸ 現地案内・交渉・契約
空き家バンク登録物件の所有者と、利用希望者の橋渡しを行います。

利用希望者

（空き家を買いたい・借りたい人）

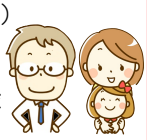

❶ 物件の閲覧
空き家バンクに登録された物件情報は**伊那地域空き家バンクホームページ**に掲載されます。

❷ 物件の見学
掲載された物件の内覧(見学)を希望される場合は、空き家バンクホームページに掲載されている**担当不動産事業者**へ連絡をします。

❸ 売買・賃貸借契約
空き家バンク登録物件の売買（または賃貸）の契約締結と合わせ **空き家バンク利用申込**を行います。

お問い合わせ
伊那市役所 地域創造課
TEL 0265-78-4111(内線 2155・2252)
E-mail jkz@inacity.jp　H P https://www.ina-akiyabank.jp

伊那市 空き家バンクの補助金

伊那市では、**空き家バンクに物件を登録された方** が、空き家バンク登録物件の増改築工事や家財等の搬出・清掃をされる場合に利用できる補助金制度と、**空き家バンクに登録された物件を取得された方** が利用できる補助金制度があります。

それぞれの補助金制度や要件等については、以下のとおりです。

空き家バンクに物件を登録された方が利用できる補助金制度

● 空き家バンク登録促進補助金(※1)

○増改築等にかかる経費の**10分の2(最大75万円まで)** を補助

○家財等の搬出・清掃にかかる経費の**最大15万円まで**を補助

(※1)補助金を受け取った日から5年以内に当該物件を取り壊したり、空き家バンク制度を通じないで賃貸・売買の契約をした場合、補助金を返還していただく場合があります。

● 空き家バンク成約報奨金等

○空き家バンク登録物件の契約成立時に**報奨金10万円** を支給

○空き家バンク登録物件所有者に、帰郷時に使える**宿泊補助券**(※2)を交付

(※2) 登録日から6ヶ月毎1万円分(5,000円×2枚)を最大3年間交付します。
利用可能施設は、「高遠さくらホテル」、「羽広荘」、「仙流荘」の3施設です。

【その他・令和4年12月31日までの特例措置】
「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置」の要件に該当する物件である場合、売買で得た所得(長期譲渡所得)から100万円を控除できます。詳しくは担当者まで御確認ください。

空き家バンクに登録された物件を取得された方が利用できる補助金制度

● 空き家バンク利用促進補助金(※3)

○ **以下の要件の全てに該当する方** の、空き家バンク登録物件を取得、または増改築にかかる経費の**10分の2(最大75万円まで)** を補助

【要件】

(1) 空き家バンクに登録された物件を取得した者。

(2) 当該物件に住所を有し、定住する意思が認められること。

(3) 物件の所有権を有する者が15歳以上45歳以下の者、または15歳以上45歳以下の配偶者を持つ者、または同居する中学生以下の子を持つ者。

(4) 自治会に加入し、地域活動に参加する意思が認められること。

(※3)補助金を受け取った日から5年以内に当該物件から住所を有しなくなった場合、補助金を返還していただく場合があります。

写真提供：津野祐次氏

お問い合わせ
伊那市役所 地域創造課
TEL 0265-78-4111(内線 2155・2252)
E-mail jkz@inacity.jp
H P 伊那市公式ホームページ https://www.inacity.jp/
移住・定住応援サイト → 住まい → 空き家バンク → 空き家バンク制度